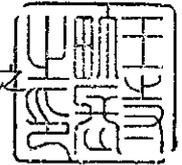




王政第607号
令和6年10月2日

香芝・王寺環境施設組合
管理者 三橋 和史 様

王寺町長 平 井 康



令和6年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第3期分）の納入について

令和6年10月2日付香王環第173号で請求のあった令和6年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第3期分）に含まれている①地元対策関連事業費償還金は、奈良地方裁判所にて係争中の令和5年（行ウ）第1号債務不存在確認請求事件で主張しているとおり、内容及び手続が違法・無効であるため、王寺町に支払い義務はない。

また、②下水道新設工事負担金については、そもそも公共下水道の設置は香芝・王寺環境施設組規約第3条の共同処理する事務に含まれておらず、令和4年10月31日付で香芝・王寺環境施設組合と香芝市との間で締結された覚書が下水道法の規定に違反し無効であるため、王寺町に支払い義務はない。

このことから、令和6年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第3期分）として、①地元対策関連事業償還金876,349円及び②下水道新設工事負担金39,600円を除く③分担金71,672,900円のみを納入する。